

全タク連発第173号
令和7年3月4日

協 会 長 各 位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会 長 川 鍋 一 朗

「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標題の件につきまして、今般、国土交通省物流・自動車局長から全タク連に対し別添1，2のとおり周知要請がありました。

今回の行政処分の基準の一部改正については、自動車運送事業の運転者の疾病による事業用自動車の交通事故が増加傾向に転じており、健康診断の受診を徹底することにより健康起因事故の更なる低減が必要な状況であることを踏まえ、自動車運送事業における法令遵守の徹底及び輸送の安全を図るため、行政処分の基準を強化するものです。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し周知方お願いいたします。

国自貨第 6 7 8 号の 2
国自安第 1 6 7 号の 2
国自旅第 3 0 6 号の 2
国自整第 2 3 3 号の 2
令和 7 年 2 月 2 8 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）
の監査方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自貨第678号

国自安第167号

国自旅第306号

国自整第233号

令和7年2月28日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

(公印省略)

「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の
監査方針について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: right;"> 国自安第137号 国自旅第217号 国自貨第55号 国自整第161号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 令和 2年11月18日 <u>一部改正 令和 7年 2月28日</u> </p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月2日)を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによらるたい。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)に従って行うこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;"> 国自安第137号 国自旅第217号 国自貨第55号 国自整第161号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 令和 2年11月18日 </p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月2日)を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによらるたい。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)に従って行うこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1. 基本方針

(1) (略)

(2) 事業者に対する監査は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、運行管理者若しくは貨物軽自動車安全管理者又は整備管理者を選任していない、運転者に対して全く点呼を実施していない、営業所に配置している全ての事業用自動車の定期点検整備を実施していない等輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者を優先的に対象とするほか、過去の監査、行政処分等（営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令、事業の停止処分、自動車等の使用停止処分、警告、勧告をいう。以下同じ。）の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的として、効果的に実施するよう努めるものとする。

(3) ～ (5) (略)

2. (略)

3. 監査対象事業者

①～⑩(略)

⑪ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務（貨物自動車運送事業法第15条第1項から第4項まで、第16条第1項又は第20条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。）違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

⑫～⑳(略)

4. ～7. (略)

附 則(略)

附 則(令和7年2月28日 国自貨第678号、国自安第167号、国自旅第306号、国自整第2

33号)

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

1. 基本方針

(1) (略)

(2) 事業者に対する監査は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、運行管理者又は整備管理者を選任していない、運転者に対して全く点呼を実施していない、営業所に配置している全ての事業用自動車の定期点検整備を実施していない等輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者を優先的に対象とするほか、過去の監査、行政処分等（営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令、事業の停止処分、自動車等の使用停止処分、警告、勧告をいう。以下同じ。）の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的として、効果的に実施するよう努めるものとする。

(3) ～ (5) (略)

2. (略)

3. 監査対象事業者

①～⑩(略)

⑪ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務（貨物自動車運送事業法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。）違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

⑫～⑳(略)

4. ～7. (略)

(新設)

国自安第 175 号の 2
国自旅第 309 号の 2
国自整第 239 号の 2
令和 7 年 2 月 28 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

別添

国自安第175号
国自旅第309号
国自整第239号
令和7年2月28日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第 60号 国自旅第 128号 国自整第 54号 平成21年 9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年 1月25日 一部改正 平成22年 3月29日 一部改正 平成24年 4月 6日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成26年 4月25日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 平成30年 3月30日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 一部改正 令和 5年 9月29日 一部改正 令和 6年 3月29日 一部改正 令和 6年 9月19日 <u>一部改正 令和 7年 2月28日</u></p>	<p>国自安第 60号 国自旅第 128号 国自整第 54号 平成21年 9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年 1月25日 一部改正 平成22年 3月29日 一部改正 平成24年 4月 6日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成26年 4月25日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 平成30年 3月30日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 一部改正 令和 5年 9月29日 一部改正 令和 6年 3月29日 一部改正 令和 6年 9月19日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車交通局長</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車交通局長</p>

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

(略)

附 則 (略)

附 則(令和7年2月28日 国自安第175号、国自旅第309号、国自整第239号)

1. この通達は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

(略)

附 則 (略)

(新設)

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 15日車×未受診者数	10日車 40日車 30日車×未受診者数	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 40日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診せずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診せずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。		